

令和4年度 大阪湾圏域の海域環境再生・創造に関する研究助成制度実施要綱

令和4年4月1日

大阪湾広域臨海環境整備センター
(事務局：特定非営利活動法人瀬戸内海研究会議)

1 目的

本事業は、大阪湾広域臨海環境整備センター（以下、「センター」という。）が公益事業の一環として実施するもので、大学・研究機関等における若手研究者の研究に助成を行い、その成果を通じて、大阪湾圏域の海域環境再生・創造に寄与することを目的とする。

※過去の採択研究は下記のサイト参照

<http://www.osakawan-center.or.jp/index.php/initiatives-on-the-environment/research-grant>

2 助成対象者

助成対象者は、次に掲げる国内の研究機関等に所属する者とし、代表研究者は中堅・若手研究者（令和4年4月1日現在50歳未満。ただし、継続研究の場合は初年度の年齢が50歳未満。）とする。

- (1) 地方公共団体の試験研究・技術開発機関
- (2) 学校教育法に基づく大学・短期大学・高等専門学校及びその附属研究・技術開発機関
- (3) 独立行政法人の試験研究・技術開発機関
- (4) その他の非営利法人（研究・技術開発に関する業務を行うものに限る。）

3 研究対象課題

研究助成の対象は、大阪湾圏域の海域環境再生・創造に寄与するものとする。

なお、大阪湾圏域の海域とは、センターの広域処理対象区域に面する海域（大阪湾の全部、播磨灘及び紀伊水道の一部）をいう。

4 助成額

原則として1件あたり160万円を限度とし、審査により助成額を決定する。

5 助成期間

助成期間は助成決定通知日から令和5年2月28日まで（令和4年4月1日以降の実施分を含む）とし、この期間に調査研究の成果が得られるものとする。助成決定以前であっても、助成期間内の研究について助成するものである。なお、助成期間は原則単年度であるが、年度毎に申請し採択を経た場合、最大3年間、同一テーマでの継続を認める。（ただし、研究助成制度が存続する期間に限る。また、研究対象課題を変更することもある。）

6 申請手続き

代表研究者は、別紙に定める事項に十分留意の上、申請書に所要事項を記載し、別紙に定める募集期間内に特定非営利活動法人 瀬戸内海研究会議（以下、「研究会議」という。）に申し込むものとする。

7 選考

- (1) 研究助成の申請課題にかかる選考は、センターが業務実施機関として委託した研究会議が設置する「大阪湾圏域の海域環境再生・創造に関する研究助成制度選考委員会」（以下、「選

- 考委員会」という。)において行うものとする。
- (2) 選考にあたっては、学術的・社会的必要性、研究内容の独創性、実現性、経費用途の適正などをもとに評価するものとする。

8 決定および通知

センター理事長は、選考委員会の検討結果をもとに研究助成課題及び助成額の決定を行い申請者に通知する。なお結果の通知は、採択・不採択に関わらず7月末頃に行う。

9 助成金の交付

- (1) センターは、報告のあった研究成果及び助成金使途に基づき助成額を確定し、申請者に通知するものとする。
- (2) 助成額の確定通知を受けた申請者は、センターに助成金の支払いを請求するものとする。ただし、助成額は申請額と異なる場合もあるので、その際は確定した助成額で所要経費表を再作成し請求する。
- (3) 助成金の交付は、原則として申請者の所属する機関に対して行うものとする。
- (4) 助成金の交付決定時には、申請者の請求に基づき助成金の2分の1を概算払いできるものとする。
- (5) 所属する機関等において寄付金扱いを希望する場合は、所属機関所定の様式に必要事項を記入の上、交付決定後に通知する期限内に提出すること。また、「研究期間中に申請者が他大学等への転出・退職等により所属機関において寄付目的を遂行することができない場合は、所属機関が寄付金を転出先に移しかえる又はセンターに返還する。」の内容を追記すること。(なお、寄付金については、本研究に限ったものであり、所属機関の教育活動等の経費を充当することは認めない。)
- (6) 助成金の交付(概算払いに係る交付分を除く)は令和5年4月に実施予定。

10 助成の対象

別紙に示した研究に直接必要な費用のみが対象であり、助成期間中に当該研究において使用されたことを証明できるものに限るものとする。

11 助成金の交付条件

- (1) 申請者は、交付決定の通知を受けた後に調査研究の進捗に支障が生じた場合は速やかに研究会議 事務局と協議すること。また、調査研究を中止しようとするときは、速やかに中止申請書を研究会議経由でセンター理事長に提出しなければならない。なお、助成金の概算払いを受けている場合は助成金をセンターに返還しなければならない。
- (2) 申請者が、交付決定時に通知する期限までに正当な理由なく研究成果及び助成金使途の報告を行わなかった場合は、返還の請求及び交付の停止を行うものとする。
- (3) 所要経費支出の妥当性も含め審査しているため、予定額内訳の2割を超える流用は認めない。(ただし、研究の進行状況で大幅な変更があり、事前に研究会議 事務局の承諾を得た場合はこの限りではない。)
- (4) 交通費(旅費)は原則、助成額の2割以内とする。ただし、研究の必要性からこれを超える場合は、詳細な予定明細を事前に提出する。内容の妥当性については選考委員会で判断する。

12 研究報告書等

申請者は、研究の成果および助成金使途(収支明細書等)について、令和5年2月28日ま

で研究会議に提出しなければならない。

また、研究計画通りに進捗できていない場合は、進捗状況とそれに対応した経費用途を明確に示すこと。

13 研究成果の公表等

- (1) センター及び選考委員会は、助成した研究の内容等について、必要に応じて申請者に対し報告（成果発表会における発表を含む）または説明を求めることがある。
- (2) 研究助成を受けた者は、研究の成果について公表に努めるものとし、公表にあたっては、センターの助成を受けている旨を明記するものとする。定型文は特に定めないが、英語表記にあたっては、下記のとおりとする。
 - ・大阪湾圏域の海域環境再生・創造に関する研究助成
the research grant of restoration and creation in a coastal environment in Osaka bay area
 - ・大阪湾広域臨海環境整備センター
Osaka Bay Regional Offshore Environmental Improvement Center
- (3) 助成を受けた研究について、学会等へ発表した場合は、その内容の写しをセンターへ提出するものとする。

14 成果発表会

研究助成を受けた者は、その研究成果を、研究会議が開催する成果発表会（本助成制度における成果発表会は、令和5年4月から5月頃に実施予定。）において発表しなければならない。なお、成果発表会の当日に配布する要旨集における原稿は、研究成果発表会を行った2年後に、大阪湾広域臨海環境整備センターのホームページに電子データで原文のとおり掲載するため、原稿内容に修正が生じた場合（論文投稿先の変更や論文題名の変更等）、ホームページ掲載前に修正内容を研究会議事務局に連絡することとする。また、その他センター及び研究会議が編集する研究論文集等への掲載等にも応じなければならない。

15 知的財産権等の帰属

研究助成を受けた研究の成果から発生する知的財産権等については、研究者または研究者の所属する機関に帰属するものとする。

附則

令和4年4月1日 施行

令和4年4月28日 情報の更新（募集期限の延長に伴う変更）